

住宅改修等助成制度一覧

川越市役所 電話224-8811(代表) 令和5年4月1日～

分類	バリアフリー改修				耐震改修	改修全般		
	介護保険 認定者	介護保険 非認定者		身体障害児・者				
		高齢者	身体障害者					
制度の名称	介護保険住宅改修費支給制度	在宅高齢者居宅改善費助成金	日常生活用具費支給制度(住宅改修費)	川越市重度身体障害者居宅改善整備費補助金	川越市既存建築物耐震改修補助金交付制度	川越市住宅改修補助金		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法における在宅の要介護・要支援認定者 	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の在宅高齢者で、市内に1年以上居住している 対象者及び同居者それぞれが介護保険法による要介護・要支援認定を受けていない 対象者及び同居者それぞれの市民税所得割額が10万円以下である 過去に本制度の利用実績が無い居宅 	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有し、引き続き在宅生活を希望する者で、介護保険法による要介護・要支援認定を受けていない、次のいずれかに該当する者 身体障害者手帳に、下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の程度が3級以上である者として記載されている者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は身体障害者手帳に、上肢機能障害が2級以上である者として記載されている者) 難病患者等については、下肢または体幹機能の障害がある者 ただし、市民税所得割額が46万円以上の方が「世帯」に在る場合は対象外 「世帯」の範囲 障害者の場合は障害者及び配偶者 障害児の場合は障害児及びその属する世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも該当する者(ただし、過去に当該制度による補助金の交付を受けている者は対象外) 市内に住所を有し、引き続き在宅生活を希望する者 身体障害者手帳に、両下肢若しくは体幹の障害又は移動機能の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者 	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかに該当する者 建築物の所有者 所有者の同意を得て事業を行う者 	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住民登録を有する 市税を滞納していない 過去に本制度の利用実績がない 		
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> 対象者が居住する住宅 対象者が住宅の所有者でない場合、所有者の承諾が必要 				<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前着工のもので、以下の全てを満たすもの 木造(在来工法、伝統構法、2×4)の1戸建て住宅、兼用住宅、アパート、長屋 地上2階建て以下 耐震診断の結果、構造耐震指標が1.0未満のものを1.0以上に耐震改修すること 過去にこの補助を受けていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者が市内に所有し、かつ居住する住宅 集合住宅については個人の専有部分 		
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> 手すりの取り付け 引き戸等への扉の取り替え 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床や通路面の材料の変更 和式便器から洋式便器等への便器の取り替え 上記に付帯して必要となる工事 				<ul style="list-style-type: none"> 段差の解消 	<ul style="list-style-type: none"> リフト等の設置にかかる工事(リフト本体の代金は含まれない) 自動ドアの設置にかかる工事(自動ドア本体の代金は含まれない) 水洗化にかかる水回り等の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は同等の補強方法により、地震に対して安全となるように行なう改修設計に基づく改修工事(同協会の評価を受けていない工法は補助対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> リフォーム工事全般 ただし、20万円(消費税及び地方消費税を除く)以上の工事 前期:2023年6月15日までに完了する工事 中期:2023年10月31日までに完了する工事 後期:2024年2月29日までに完了する工事 【対象工事の例】 外壁の塗装、クロスの張替え、浴室、台所、トイレ等水回りの改修、間仕切りの変更、屋根の葺き替え等の改修 【対象外工事の例】 外構、車庫、物置等の改修
施工業者	指定なし				指定なし	市内に事業所を有する事業者		
助成額等	<ul style="list-style-type: none"> 合計20万円までの対象工事費を上限として費用の7～9割を助成 	<ul style="list-style-type: none"> 工事費の1/3以内、千円未満切り捨て 助成限度額 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> 工事費のうち20万円を限度とし、所得状況に応じ一部負担有 	<ul style="list-style-type: none"> 工事費 補助限度額 40万円 	<ul style="list-style-type: none"> 工事費(34,100円/㎡を限度)の23% 千円未満切り捨て 補助限度額 30万円 	<ul style="list-style-type: none"> 工事費の5%、千円未満切り捨て 補助限度額 5万円 		
申請及び支払方法等	<ul style="list-style-type: none"> 事前申請(審査後、承認通知書発送) 工事完了及び改修費用支払い後、事後申請 償還払いまたは受領委任払い、口座振込 	<ul style="list-style-type: none"> 事前相談を要する 工事完了後支給審査 償還払い、口座振込 	<ul style="list-style-type: none"> 事前相談を要する 通常代理受領により、業者に支払 	<ul style="list-style-type: none"> 事前相談を要する 概算払い工事完了後精算、口座振込 	<ul style="list-style-type: none"> 事前相談を要する 1月31日までに実績報告が出来ること 償還払い、口座振込 	<ul style="list-style-type: none"> 事前申請、受付後内容審査(事前申請額が予算の範囲を超えた場合は公開抽選) 本申請、受付後内容審査 実績報告、受付後内容審査 口座振込 		
備考	<ul style="list-style-type: none"> 新築及び増築工事は除く 事前に工事内容等の承認を受け着手すること 転居、要介護区分の変更等により、再度給付の場合有 	<ul style="list-style-type: none"> 新築及び増築工事は除く 交付決定後に着工すること 予算枠により打ち切り有 	<ul style="list-style-type: none"> 新築、改築及び増築の工事(当該工事の前後1月の間に行われる工事を含む。)を除く 交付決定後に着工すること 	<ul style="list-style-type: none"> 下の工事を除く (1) 新築、改築及び増築の工事(当該工事の前後1月の間に行われる工事を含む。) (2) 介護保険住宅改修費支給制度の対象となる工事 (3) 日常生活用具費支給制度(住宅改修費)の対象となる工事 交付決定後に着工すること 予算枠により打ち切り有 	<ul style="list-style-type: none"> 募集期間は4月から12月頃 建築基準法に違反しているものは除く 交付決定後に契約すること 予算枠により打ち切り有 耐震診断の補助制度(診断費の2/3・上限6万円)も別途有 	<ul style="list-style-type: none"> 新築及び建替え工事は除く 交付決定後に着工すること 		
担当課	介護保険課 管理給付担当 224-6402(直通) 内線2561、2562	高齢者いきがき課 高齢者いきがき担当 224-5809(直通) 内線2551～2553	障害者福祉課 福祉サービス担当 224-6317(直通) 内線2545、2546	建築指導課 建築指導担当 224-5974(直通) 内線3246、3247	産業振興課 商業振興担当 224-5934(直通) 内線2723、2724、2725			

※工事箇所を明確に区分することにより、複数の助成制度を利用できる場合がございます。詳しくは各担当にお問い合わせください。

※改修工事を行った場合、固定資産税が減免される場合がございます。詳しくは、資産税課にお問い合わせください。